

人事評価の適用範囲及び対象者の 見直しについて

3月29日、提案を受けました。以下、報告します。

1. 適用範囲の見直し

人事評価の対象者は、プロフェッショナル職群、エキスパート職群、プランナー職群の社員のみに変更する。

ただし、上記以外の者に対し、面談は実施することとする。

2. 評価の種類別対象者の見直し

業績評価の対象者を以下のとおり変更する。

業績評価は、プランナー職群（R（1級）以上）及びエキスパート職群（R（1級）以上）を行う。ただし、対象期間に出向中の者については、原則、実施しないものとする。

3. 実施時期

2023年4月1日より実施する。

以上